

## 平成26年度第3回尼崎市文化財保護審議会会議録要旨

### 1 日 時

平成27年3月12日(金) 午前10時～12時

### 2 場 所

尼崎市立文化財収蔵庫

### 3 出席委員及び欠席委員

|      |         |         |
|------|---------|---------|
| 出席委員 | 委員 長    | 田 中 敏 雄 |
| "    | 副 委 員 長 | 馬 田 綾 子 |
| "    | 委 員     | 伊 達 仁 美 |
| 欠席委員 | 委 員     | 大 場 修   |
| "    | 委 員     | 坂 井 秀 弥 |

### 4 出席した事務局職員

|            |         |
|------------|---------|
| 教育長        | 徳 田 耕 造 |
| 社会教育部長     | 吉 田 淳 史 |
| 歴博・文化財担当課長 | 益 田 日 吉 |
| 歴博・文化財担当係長 | 楞 野 一 裕 |
| 歴博・文化財担当主任 | 伏 谷 優 子 |

### 5 第2回審議会会議録要旨確認

議事に先立ち、第2回尼崎市文化財保護審議会会議録要旨の内容を委員が確認、了承された。

### 6 議 事 等

#### 議事1「平成26年度尼崎市指定文化財候補物件の答申について」

事務局が答申文案読み上げ、答申文案作成の要点と過程、文化財保護専門家意見の概要、花押の比較資料について報告と説明

- ・第2回審議会の検討の結果や意見をふまえ、判断の根拠とした研究文献の明示、足利義詮の正文であるという文化財的価値を前面に出す表現にすること、古文書の内容の説明部分と尼崎と義詮の関わりを示す部分を混同しない構成にすることに留意して答申文案を作成
  - ・歴史分野担当委員による花押等比較資料の調査、2月10日に同委員同席で実施された南北朝期の政治史を専門とする文化財保護専門家の実物調査の実施を報告
  - ・答申文案読み上げ
  - ・答申文案検討の資料として掲載した文化財保護専門家の意見の概要と、比較資料となる義詮の正文と花押・右筆の筆跡等について説明
- 歴史分野担当委員から補足説明、委員による質疑応答と答申文案の検討

- (1) 答申文に記載する資料の解釈・内容についての判断について
  - ・答申文に古文書の詳細な資料解釈まで記載することは、今後の研究等により問題が生じた場合には、資料そのものの価値が大きく損なわれたような捉え方をされる恐れがある。答申文には資料解釈の可能性を示すにとどめて、義詮の正文という古文書そのものの価値を前面に出す形でまとめるのが適切であると判断した。(委員)
- (2) 義詮の花押からの書状の年代を推定と答申文について
  - ・候補物件の義詮書状の花押は、これまでの研究で型と分類されたものと一致すると見られたが、比較資料を調査したところ型使用時期の前半と後半で形の変化が認められた。候補物件の書状に据えられた花押は1351年6月から1352年12月に用いられたものと一致し、書状の出された3月5日は観応3年(1352)と推定される。(委員)
  - ・この年代の特定については、当面の解釈の可能性として答申に提示する。(委員)
  - ・答申の内容としては、年代や内容の詳細まで記載するのではなく、ある程度幅のある表現とすることになるのか。(委員)
  - ・花押の形から年代特定の可能性の高さを指摘し、断定はしない答申文案とした。(事務局)
- (3) 書状に書かれた「御忠節」という表現についての確認について
  - ・前回の審議会では、将軍から武家に出される安堵状では上下関係として明らかに「忠節」という文言になっているが、将軍から公家に対して出される場合は候補物件に見える「御忠節」という言い回しがどのような意味を持つのか確認する必要性を指摘した。確認すると当時の義詮の官位と宛先の公家園基隆の官位はほぼ同じであることから、「御忠節」は丁寧な表現ということになる。(委員)
  - ・「御忠節」は上下関係を示すものではないということか。(委員)
  - ・上下関係を示す「御」ではなく丁寧な表現ということである。(委員)
- (4) 指定文化財候補物件とする理由の文言の表現について
  - ・今後、歴史の研究対象として興味深いものであるということも含めて、尼崎にとって大切な文化財であるということを表現した。(委員)
  - ・指定理由の文言では「文書が尼崎にとって」、「人物が尼崎にとって」重要であるという意味となっている。(委員)
  - ・尼崎に関わりのある義詮の書状ということで収集した資料であることから、文言としてはこの様な表現が適切と考えられる。(委員)
- (5) 候補物件の概要の形状の項の「木箱入り」表記の必要性について
  - ・木箱に箱書き等があって何か歴史を伝えるようなものがあれば、付けたりとしての表記が必要になってくると思われる。単なる収納の箱であればとくに記載の必要はないのではないか。(委員)
  - ・記載すると付けたりに近い意味を持ってしまうことになるので、この場合は無い方がよい。(委員)
- (6) 修正箇所の確認と文化財保護専門家意見の取り扱いについて
  - ・「木箱入り」表記の削除に加え、事務局から2文字の脱字と表記ミス1箇所についての修正を説明し、委員が修正箇所を確認した。
  - ・文化財保護専門家から出された意見も答申に添付するのか。(委員)
  - ・答申文には付けない。審議会資料として保管し、行政文書としては公開対象となる。(事

務局)

以上で、答申文案について質疑応答と検討を終了し、答申文の内容について各委員に諮った結果、異議なく了承が得られ、答申文が決定した。

#### 議事2「報告」

「最近の文化財保護行政について」を議題として、事務局が議案に基づき来年度の文化財関係事業の計画について説明、委員と質疑応答

##### (1) 企画展予算と年間5回の実施状況の厳しさについて

- ・予算の使途は主にポスター等の印刷であり、予算は大変厳しい状況の中、学芸員の努力で実施しており、来館者の増加にも繋がっている。(事務局)

##### (2) 指定文化財で修理が必要な文化財の有無について

- ・現在は修理の必要に迫られているような文化財案件がないことを報告、国や県指定建造物の修理についての国・県・市の補助制度の現状を説明。(事務局)

「報告」のその他の事項として委員からボランティア養成について質問があり、れきし体験学習ボランティアと文化財保存活用サポートボランティアの状況について事務局が説明

以上で全審議を終了、答申書の確認

#### 7 答申書提出

田中委員長から「平成26年度尼崎市指定文化財の指定について(答申)」が徳田教育長に提出された。

#### 8 閉 会

以 上